2018年(第14次)漁業センサス 海面漁業調査漁業経営体調査の概要

令和2年1月

兵 庫 県

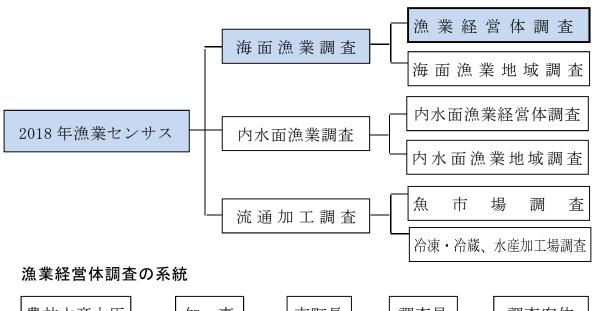
Ι 調査の概要

1 調査の目的

漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、 水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握することを 目的に、5年ごとに行う調査で、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する。

2 調査の種類

調査には、次の種類があり、海面漁業調査漁業経営体調査は、県及び市町を 通じて実施した。



3



4 漁業経営体調査の調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計報告調査の方法 (被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)により行った。

また、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収す る方法も可能とした。

5 漁業経営体調査の対象

海面に沿う市町に所在する海面漁業に係る漁業経営体

6 漁業経営体調査の主要調査事項

- (ア) 生産構造(営んだ漁業種類、漁船、養殖施設その他の経営の状況)
- (イ) 就業構造 (漁業従事世帯員・役員の状況、個人経営体の世帯の状態)

7 漁業経営体調査の調査期日

平成 30 年 11 月 1 日現在

Ⅱ 調査結果の概要

1 漁業経営体

漁業経営体とは、過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

(用語の解説は、22ページに記載。)

(1) 漁業経営体の総数

本県における平成 30 年 11 月 1 日 (調査期日) 現在の海面漁業経営体数は 2,712 経営体(全国第 11 位)で、5 年前(平成 25 年調査)に比べ 456 経営体 (14.4%)減少した。[全国は 16.3%の減少]

海区別では、日本海西区は 318 経営体で 57 経営体(15.2%)減少し、減少率は、5年前とほぼ同じだった。

瀬戸内海区では 2,394 経営体で 399 経営体 (14.3%) 減少し、減少率は、 5年前に比べ 0.3 ポイント低くなっている。

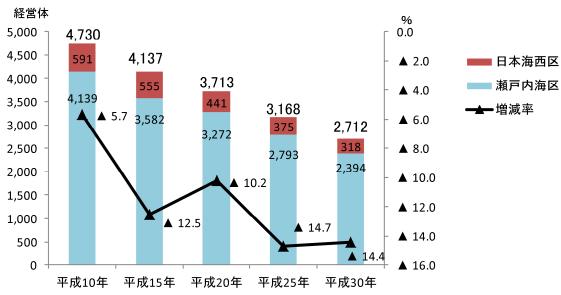


図1 海面漁業経営体数の推移

表 1 海区別漁業経営体の推移

	経営体数	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	増減率(%) (平. 20~25)	増減率(%) (平.25~30)
兵	:庫県	4,730	4, 137	3, 713	3, 168	2,712	△ 14.7	△ 14.4
	うち日本海西区	591	555	441	375	318	△ 15.0	△ 15.2
	うち瀬戸内海区	4, 139	3, 582	3, 272	2, 793	2, 394	△ 14.6	△ 14.3

(2) 経営組織別漁業経営体数

経営組織別にみると、個人経営体は 2,247 経営体(全国第 12 位)、5 年前に比べ 401 経営体(15.1%)減少した。[全国は 16.7%の減少]

団体経営体は 465 経営体 (全国第 2 位) で 5 年前に比べ 55 経営体 (10.6%) 減少〔全国は 9.8%の減少〕したが、このうち会社については 67 経営体で 5 年前に比べ 15 経営体 (28.8%) 増加した。また、共同経営が 397 経営体 (全 国第 2 位) となっている。

海区別にみると、日本海西区では個人経営体が 64 経営体 (18.6%) 減少、 団体経営体数は7経営体 (22.6%) 増加、瀬戸内海区では個人経営体が 337 経営体 (14.6%) 減少、団体経営体は62 経営体 (12.7%) 減少した。

表 2 経営組織別漁業経営体数

単位:経営体

	ém éM∙			i i	+		増減(平.30	0-平. 25)	日本洲	毎四区	瀬戸戸	为海区
経営	作H.和政		平. 30	構成比	平. 25	構成比	実数	増減率	平. 30	平. 25	平. 30	平. 25
				%		%		%				<u> </u>
큵 -			2, 712	100.0	3, 168	100.0	△ 456	△ 14.4	318	375	2, 394	2, 793
個 人 紹	1 営	体	2, 247	82.9	2, 648	83.6	△ 401	△ 15.1	280	344	1, 967	2, 304
団 休 彩	1 営	休	465	17. 1	520	16. 4	△ 55	△ 10.6	38	31	427	489
会		礼:	67	2. 5	52	1.6	15	28.8	36	29	31	23
漁業	協同約	組合	_	-	-	_	_	-	_	_	-	-
漁業	生産業	祖 合	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	1	-	-
共 同	引 終	営	397	14. 6	467	14. 7	△ 70	△ 15.0	1	1	396	466
そ	0)	他	=	-	=	=	-	=	=	_	-	=

注: 共同経営とは、二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行う ものであり、その経営に資本又は現物を出資しているもの。

注:構成比は、小数点第2位を四捨五入した。このため、合計が100.0と一致しない場合がある。(以下同じ。)

(3) 漁業層別経営体数

漁業層は、以下の階層をいう。

沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

中小漁業層とは、動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を合わせたものをいう。

大規模漁業層とは、動力漁船 1,000 トン以上の各階層を合わせたものをいう。

漁業層別にみると、5年前に比べ沿岸漁業層で 443 経営体(15.6%)減少 [全国は16.8%の減少] した。

表 3 漁業層別漁業経営体数

単位:経営体

		区分			平. 30	構成比	平. 25	構成比	増減率 (平. 30-平. 25)
						%		%	%
計.					2, 712	100.0	3, 168	100.0	△ 14.4
沿	岸	漁	業	層	2, 393	88, 2	2, 836	89, 5	△ 15.6
	うち	海 面	蹇 殖 層	3	388	14. 3	399	12.6	△ 2.8
	うち海	面養殖る	を除く層	引	2,005	73. 9	2, 437	76. 9	△ 17.7
ф	7]5	漁	業	層	319	11.8	332	10.5	△ 3.9
大	規	模 漁	業	層	-	=	-	=	_

(4) 営んだ漁業種類別経営体数

営んだ漁業種類別にみると、小型底びき網が924経営体(全体に占める割 合 34.1%) で最も多く、次いで、その他の釣りが 534 経営体(同 19.7%) と なっている。

沖合底びき網1そうびきの50経営体[全国は239経営体]、船びき網の342 経営体〔全国は3,145経営体〕が、それぞれ全国第1位となっている。

表 4 営んだ漁業種類別経営体数(複数回答)

	区分	平. 30	平. 25	増減率 (平. 30-平. 25)		区分	平. 30	平. 25	増減率 (平. 30-平. 25)
		経営体	経営体	%			経営体	経営体	%
計 ((実数)	2,712	3, 168	△ 14.4					
底	び き 網				釣				
	遠 洋 底 び き 網	-	-	-		遠 洋 か つ お 一 本 釣 近 海 か つ お 一 本 釣	-	-	-
	以西底びき網	-	-	-		近 備 が つ お 一 本 釣 沿 岸 か つ お 一 本 釣	_	_	_
	沖合底びき網1そうびき	50	50	0.0		遠 洋 い か 釣	-	-	-
	沖合底びき網2そうびき	-	-	-		近海 いか 釣	2	2	0.0
	小型底びき網	924	1, 117	△ 17.3		沿岸いか釣	108	113	△ 4.4
						ひ き 縄 釣	232	299	△ 22.4
船	びき網	342	302	13. 2		その他の釣	534	635	△ 15.9
ま	き網				小	型捕鯨	_	_	_
	大中型まき網				潜	水 器 漁 業	4	17	△ 76.5
	1そうまき遠洋	-	-	-	採	貝 ・ 採 藻	257	330	△ 22.1
	かつお・まぐろ 1 そうまき近海	_	_	_	そ	の他の漁業	391	471	△ 17.0
	かつお・まぐろ					その他の漁業のうち			
	1 そうまきその他	-	-	-		(たこつぼ)	(163)	(240)	(△32.1)
	2 そうまき	-	-	-		(べにずわいかにかご)	(9)	(9)	(0.0)
	中・小型まき網	15	6	150.0					
					海	面 養 殖			
刺	網					魚 類 養 殖			
	さけ・ます流し網	-	-	-		ぎんざけ養殖	-	-	-
	かじき等流し網	-	-	-		ぶり類養殖	1	3	△ 66.7
	その他の刺網	380	433	△ 12.2		まだい養殖	2	4	△ 50.0
						ひらめ養殖	-	1	-
さ	んま棒受網	-	_	_		くろまぐろ養殖	-	-	-
大	型定置網	2	3	△ 33.3		とらふぐ養殖	6	•••	△ 25.0
خ 	け定置網	-	-	-		その他の魚類養殖	-	8	
小元	型定置網	53	75	△ 29.3		ほたてがい養殖	- 70	-	-
そ	の他の網漁業	54	38	42. 1		かき類養殖	79	77	2. 6
は	え縄					そ の 他 の 貝 類 養 殖 く る ま え び 養 殖	38	29	31. 0
14	遠洋まぐろはえ縄	_	_	_		くるまえび養殖 ほや類養殖	1	1	0.0
	近海まぐろはえ縄	-	-	-		その他の水産動物類養殖	_	_	_
	沿岸まぐろはえ縄その他のはえ縄	- 77	130	_ △ 40.8		こんぶ類養殖	5	4	25. 0
		11	130	△ 40.0		わかめ類養殖	94	109	△ 13.8
注:	平成25年は「その他の魚類え	を殖」に「.	とらふぐ養	 殖」を含		のり類養殖	257	270	△ 13.8
ш.								210	△ 7.0
ш.	む。平成30年に「その他の魚 を分離したが、平成25年値と					その他の海藻類養殖	-	_	-

減率を算出した。。

注: 複数回答がある項目であるため、計と内訳の合計は一致しな

(5) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

過去1年間の漁獲物・収穫物を販売金額規模別にみると、「100万円から300万円未満」が622経営体(全体に占める割合22.9%)で最も多く、次いで100万円未満が530経営体(同19.5%)、「500万円から1,000万円未満」が397経営体(同14.6%)となっており、1,000万円未満が1,882経営体で全体の69.4%を占めている。また、1,000万円未満は5年前に比べ497経営体(20.9%)減少、1,000万円以上は830経営体で41経営体(5.2%)増加している。

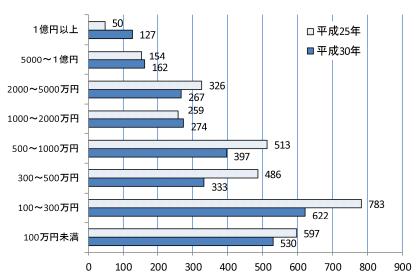


図 2 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

(6) 漁獲物・収穫物の出荷先別延べ漁業経営体数

漁獲物・収獲物を出荷先別にみると、「漁業協同組合の市場又は荷さばき所」が 1,942 経営体(全体に占める割合 71.6%)で最も多く、次いで「漁業協同組合以外の卸売市場」が 565 経営体(同 20.8%)、「流通業者・加工業者」が 406 経営体(同 15.0%)となっている。

及 5 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	III 101 JC 71.		大作曲 件:	9X (192.9X	
区分	平. 30	構成比	平. 25	構成比	増減率 (平.30-平.25)
	経営体	%	経営体	%	%
計 (実数)	2, 712	100.0	3, 168	100.0	△ 14.4
漁業協同組合の市場又は荷さばき	1, 942	71.6	2, 241	70.7	△ 13.3
漁業協同組合以外の卸売市場	565	20.8	709	22.4	△ 20.3
流 通 業 者 ・ 加 工 業 者	406	15.0	463	14.6	△ 12.3
小 売 業 者 · 生 協	99	3.7	138	4.4	△ 28.3
	40	1.5		•••	
消費者に直接販売	316	11.7	415	13. 1	△ 23.9
自営の水産物直売所で	59	2.2		•••	
その他の水産物直売所で	44	1.6			
他の方法で	213	7.9		•••	
そ の 他	56	2. 1	54	1.7	3. 7

表5 漁獲物・収穫物の出荷先別延べ漁業経営体数(複数回答)

注:複数回答がある項目であるため、計と内訳の合計は一致しない。

注:平成25年は「小売業者」及び「生協」を区分して調査していたが、平成30年は「小売業者・生協」 として調査。また「外食産業」を新たに調査項目として設定した。

注:平成25年は「直売所」及び「自家販売」として調査していたが、平成30年は「消費者に直接販売」 として調査。その内訳として「自営の水産物直売所で」、「その他の水産物直売所で」、「他の方 法で」を新たに調査項目として設定した。

2 労働力

(1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。

漁業従事役員とは、団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、 支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者 や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

漁業従事世帯員・役員数は 4,684 人であり、このうち漁業従事世帯員は 3,189 人、漁業従事役員は 1,495 人となっている。

また、年齢階層別にみると、漁業従事世帯員は 64 歳以下が 1,709 人で全体の 53.6% となっており、漁業従事役員は 64 歳以下が 1,110 人で全体の 74.2% となっている。 [全国はそれぞれ 50.4%、69.6%]

	32 (17日/百刀	M	4 15 W		人只双		
区分	計	15~29歳	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~74	75歳 以 上
数(人)									
計	4,684	212	404	735	973	495	612	501	752
漁業従事世帯員	3, 189	119	204	421	615	350	475	405	600
漁業従事役員数	1, 495	93	200	314	358	145	137	96	152
構成比 (%)									
計	100.0	4.5	8.6	15.7	20.8	10.6	13.1	10.7	16. 1
漁業従事世帯員	100.0	3.7	6.4	13.2	19.3	11.0	14.9	12.7	18.8
漁業従事役員数	100.0	6.2	13.4	21.0	23.9	9.7	9.2	6.4	10.2

表 6 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

(2) 責任のある者の状況

責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。

なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていて も役員等でない場合は責任のある者に含めない。

ア 年齢階層別責任のある者数

漁業経営体の責任のある者は 4,014 人であり、このうち個人経営体では 2,519 人、団体経営体では 1,495 人となっている。

また、年齢階層別にみると、個人経営体では 65 歳以上が 1,197 人で全体 の 47.5%を占める[全国は 52.3%]一方、団体経営体では 64 歳以下が 1,110 人で全体の 74.2% [全国は 69.6%] を占めている。

-		<u> </u>	1 1414		(III 47 U)	<u> </u>			
区分	計	15~29歳	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70~74	75歳 以 上
数(人)									
計	4,014	144	344	641	868	435	505	438	639
個人経営体	2, 519	51	144	327	510	290	368	342	487
団体経営体	1, 495	93	200	314	358	145	137	96	152
構成比 (%)									
計	100.0	3.6	8.6	16.0	21.6	10.8	12.6	10.9	15.9
個人経営体	100.0	2.0	5. 7	13.0	20. 2	11.5	14. 6	13.6	19. 3
団体経営体	100.0	6. 2	13. 4	21.0	23. 9	9. 7	9. 2	6.4	10. 2

表7 年齢階層別責任のある者数

イ 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者とは、団体経営体における経営主及び役員(支配人や代理を委任された人を含み、役員会に出席するだけの者は含まない。)をいう。

団体経営体の責任のある者を役職別にみると、経営主が943人(63.1%)、 陸上作業において責任のある者が437人(29.2%)、船長が836人(55.9%) となっている。

また、役職別の平均年齢をみると、経営主が 54.1 歳 [全国は 59.0 歳]、 陸上作業において責任のある者が 57.9 歳 [全国は 59.9 歳]、船長が 52.7 歳 [全国は 55.3 歳]、であった。

表8 団体経営体における役職別責任のある者数(複数回答)

	計			海上作業	において責任	のある者		陸上作業に
区 分	(実数)	経営主	漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	おいて責任 のある者
数 (人)	1, 495	943	197	836	158	119	293	437
構成比(%)	100.0	63. 1	13. 2	55. 9	10.6	8.0	19.6	29. 2
平均年齢(歳)	-	54. 1	55. 7	52, 7	55. 7	54. 4	49.8	57. 9

(3) 漁業就業者数

漁業就業者とは、満 15 歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事 した者をいう。

ア 自営・雇われ別漁業就業者数

自家漁業のみに従事とは、個人経営体の世帯員のうち、自家漁業のみに従事し、 共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう。

漁業雇われとは、過去1年間に賃金報酬を得ることを目的に漁業雇われで作業をした者で、自家漁業を行いながら雇われて漁業の仕事をしている者を含む。

漁業就業者数は 4,840 人で、5 年前に比べ 494 人 (9.3%) 減少した。〔全 国は 16.2%の減少〕。

これを、自営・雇われ別にみると、個人経営体の自家漁業のみに従事した 者は1,812人で、5年前に比べ425人(19.0%)減少した。

また、漁業雇われ (漁業従事役員を含む。) は 3,028 人で、5年前に比べ 69人 (2.2%) 減少した。

表 9 自営・雇われ別漁業就業者数

区分	平. 30 構成比		平.	95	構成比	增減(平.3	30-平. 25)	
[A.J]			1件/以45	十,	20	1時/八八八	実数	増減率
		人	%		人	%		%
漁業就業者数 計	4,840		100.0	5, 334		100.0	△ 494	△ 9.3
自家漁業のみに従事	1,812		37.4	2, 237		41.9	\triangle 425	△ 19.0
うち新規就業者数	3		0.1	19		0.4	△ 16	△ 84.2
漁業従事役員	1, 328	0 000	CO C	• • •	0.007	50.1	A CO	۸ ۵ ۵
漁業雇われ		3, 028	62, 6	3, 097	3, 097	58. 1	△ 69	△ 2, 2

注: 平成30年調査において「漁業雇われ」から「漁業従事役員」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成25年値は「漁業雇われ」に「漁業従事役員」を含んでいる。また、対前回増減率は平成25年値と平成30年値を比較するため、「漁業従事役員」と「漁業雇われ」の合計で算出した。

イ 年齢階層別漁業就業者数

漁業就業者数を年齢階層別にみると、65歳以上の漁業就業者が 1,497人 と全体の 30.9%を占めている。[全国は 38.3%]

表 10 年齢階層別漁業就業者数

区分	₩.	30	₩.	25	増減(平.:	30-平. 25)
四月	数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)	実数 (人)	増減率(%)
+	4, 840	100.0	5, 334	100.0	△ 494	△ 9.3
15~19歳	48	1.0	66	1, 2	△ 18	△ 27.3
20~24	185	3, 8	202	3, 8	△ 17	△ 8, 4
25~29	205	4.2	305	5, 7	△ 100	△ 32, 8
30~34	312	6. 4	272	5. 1	40	14.7
$35 \sim 39$	321	6.6	358	6. 7	△ 37	△ 10.3
$40 \sim 44$	376	7.8	449	8. 4	△ 73	△ 16.3
$45 \sim 49$	464	9. 6	462	8. 7	2	0.4
$50 \sim 54$	490	10.1	483	9. 1	7	1.4
55~59	455	9.4	512	9.6	△ 57	△ 11.1
60~64	487	10.1	607	11. 4	△ 120	△ 19.8
$65 \sim 69$	491	10.1	501	9, 4	△ 10	△ 2.0
$70 \sim 74$	409	8, 5	510	9, 6	△ 101	△ 19.8
	597	12, 3	607	11.4	△ 10	△ 1.6

図3 年齢階層別漁業就業者数の推移

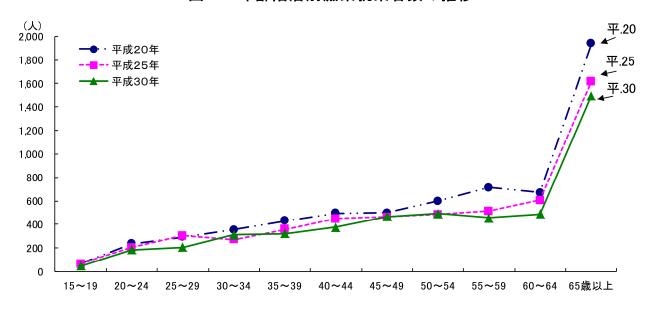


図4 漁船隻数の推移

3 漁船

漁業経営体が過去1年間に漁業 生産に使用し、調査期日現在保有し ている漁船の総隻数は船外機付漁 船、無動力漁船を含め5,167隻で、 5年前に比べ483隻(8.5%)減少し た。〔全国は13.6%の減少〕

このうち動力漁船は 3,921 隻で、これを販売金額 1 位の漁業種類別にみると、底びき網が 959 隻と最も多く、次いで船びき網が 825 隻となっている。

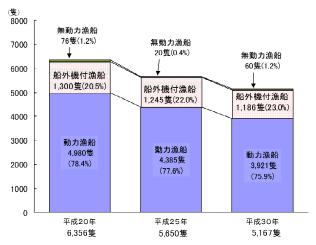


表 11 販売金額 1 位の漁業種別漁船隻数

		区分		平. 30	平. 25	増減率 (平. 30-平. 25)
計	(漁 船 種 類 別	`	隻	隻	%
ĦΤ	無	漁 船 種 類 別 動 力 漁) M	5, 167	5, 650	△ 8.5
	船	外機付漁	船船	60	20	200. 0
	動	力漁	船	1, 186	1, 245	△ 4.7
	39/1	(販売金額1位の漁業種類別動力漁船隻数)	_	3, 921 3, 921	4, 385 4, 385	△ 10.6 △ 10.6
	底	U &	網	3, 921 959	4, 385 1, 196	△ 10. 6 △ 19. 8
	船	びき	網網	825	914	△ 9. 7
	ま	き	網	48	16	200. 0
	刺	<u>C</u>	網網	279	321	△ 13. 1
	さ	んま棒受	網網	-	321	△ 15.1
	大	型定置	網	6	10	△ 40.0
	さ	立 定 置	網	-	10	Z 40.0
	小	型定置	網	57	69	△ 17.4
	そ	の他の網漁	業	34	20	70. 0
	は	え え	縄	34	77	△ 55. 8
	釣	, -	,,	510	664	△ 23. 2
	小	型 捕	鯨	-	001	
	潜	水 器 漁	業	4	12	△ 66. 7
	採	貝 • 採	藻	50	55	△ 9. 1
	そ	の他の漁	業	174	222	△ 21. 6
	海	面 養	殖	111	222	<u> </u>
		魚 類 養	殖			
		ぎん ざけ 養	殖	-	_	-
		ぶり 類 養	殖	1	2	△ 50.0
		まだい養	殖	2	4	△ 50. (
		ひらめ養	殖	-	_	
		くろまぐろ養	殖	_	_	=
		とらふぐ養	殖	15 l]	4 05
		その他の魚類養	殖	_ 15	24 5 24	△ 37. 5
		ほたてがい養	殖	_		-
		かき類養	殖	124	89	39. 3
		その他の貝類養	殖	8	5	60.0
		くるまえび養	殖	-	-	-
		ほ や 類 養	殖	-	-	-
		その他の水産動物類養	殖	-	-	-
		こんぶ類養	殖	-	-	-
		わかめ類養	殖	67	59	13. 6
		のり類養	殖	724	626	15. 7
		その他の海藻類養	殖	-	-	-
		真 珠 養	殖	-	-	-
		真珠母貝養	殖	_	_	_

注: 平成30年調査において「その他の魚類養殖」から「とらふぐ養殖」を分離して新た に調査項目として設定しており、平成25年値は「その他の魚類養殖」に「とらふぐ 養殖」を含んでいる。

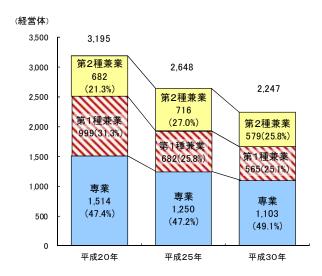
また、対前回増減率は平成25年値と平成30年値を比較するため、「とらふぐ養殖」と「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

4 個人経営体

(1) 専兼業別経営体数

個人経営体は 2,247 経営体で、これを 専業 別にみると、 専業は 1,103 経営体(全体に占める割合 49.1%)[全国は 51.4%]、兼業は 1,144 経営体(同 50.9%)[全国は 48.6%]で、5年前に比べそれぞれ 147 経営体(11.8%)、254 経営体(18.2%)減少した。[全国はそれぞれ 13.9%、19.4%の減少]

図5 専兼業別個人経営体数の推移



(2) 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

個人経営体の基幹的漁業従事者(個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。)を年齢階層別にみると、60歳以上が1,329経営体と全体の59.1% [全国は66.0%]で、5年前に比べ0.2ポイント低下した。

また、70 歳以上が 729 経営体で、全体の 32.4%を占めている。[全国は 35.9%]

巨八	₩ 20	井出い	₩ 9E	井出い	増減(平. 3	30-平. 25)
区分	平. 30	構成比	平. 25	構成比	実数	増減率
	経営体	%	経営体	%	経営体	%
計	2, 247	100.0	2,648	100.0	△ 401	\triangle 15.1
海上作業従事世帯員がいる	2, 240	99.7	2,647	100.0	\triangle 407	△ 15.4
15 ~ 29 歳	34	1.5	52	2.0	△ 18	△ 34.6
$30 \sim 34$	56	2.5	45	1.7	11	24. 4
\sim 39	66	2.9	101	3.8	△ 35	△ 34.7
$40 \sim 44$	110	4.9	170	6.4	△ 60	△ 35.3
$45 \sim 49$	181	8.1	207	7.8	\triangle 26	△ 12.6
$50 \sim 54$	238	10.6	217	8.2	21	9. 7
\sim 59	226	10.1	284	10.7	△ 58	\triangle 20.4
$60 \sim 64$	273	12.1	384	14. 5	△ 111	△ 28.9
$65 \sim 69$	327	14.6	373	14. 1	\triangle 46	\triangle 12.3
70 歳 以 上	729	32.4	814	30.7	△ 85	△ 10.4
海上作業従事世帯員がいない	7	0.3	1	0.0	6	600.0

表 12 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

(3) 後継者がいる個人経営体数

個人経営体のうち、自家漁業の後継者(満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。)がいる経営体は、306経営体で全体に占める割合は13.6%と5年前に比べ2.9ポイント低くなっている。〔全国は17.0%〕

表 13 後継者がいる経営体階層別個人経営体数

		県			県	
区分	平. 30	うち、後糸	迷者あり	平. 25	うち、後糺	迷者あり
		経営体数	割合		経営体数	割合
	経営体	経営体	%	経営体	経営体	%
計	2, 247	306	13.6	2,648	438	16. 5
(沿岸漁業層)	2, 140	258	12. 1	2, 538	377	14. 9
海面漁業漁船使用	1, 958	205	10.5	2, 359	315	13.4
無動力漁船のみ	-	-	-	2	-	-
船外機付漁船	206	13	6.3	182	10	5. 5
動力漁船使用(総10トン未満)	1,657	181	10.9	2,055	297	14.5
大型定置網	-	-	-	-	_	-
さけ定置網	-	-	-	-	_	-
小型定置網	34	7	20.6	49	6	12.2
漁船非使用階層	61	4	6.6	71	2	2.8
海面養殖	182	53	29. 1	179	62	34.6
ぶり類養殖	1	1	100.0	-	_	-
まだい養殖	2	2	100.0	2	1	50.0
ひらめ養殖	-	-	-	-	_	-
とらふぐ養殖	5	4	80.0	• • •	•••	-
かき類養殖	48	18	37.5	56	20	35. 7
こんぶ類養殖	-	-	-	-	-	-
わかめ類養殖	47	12	25. 5	40	12	30.0
のり類養殖	76	16	21.1	70	26	37. 1
その他の養殖	3	0	0.0	11	3	27. 3
(中小漁業層)						
動力漁船使用(総10トン以上総1,000トン未満)	107	48	44. 9	110	61	55. 5
(大規模漁業層)						
動力漁船使用 (総1,000トン以上)	-	-	-	-	_	-

経営体階層は、漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

- (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類) が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階 層に区分。
- (4) (7)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により区分(使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。)。

【調査結果の利活用】

- ・ 総務省が行う「地方交付税法」(昭和 25 年法律第 211 号) に基づく普通交付税算定の際に利用
- ・ 「漁業法」(昭和 24 年法律第 267 号) に基づき、漁業調整委員 会に関する費用の財源に充てるため、都道府県に対する交付金 算出の基礎資料として利用
- ・ 水産基本計画に基づき、沿岸漁業について望ましい生産構造の 展望を提示するために、漁業経営体数、漁業就業者数等を利用 ・ 各種水産統計調査の母集団として利用

漁業センサス

統 計 表

符号は次のとおりである。

「一」は事実のないも

「…」は調査を欠くもの

「0」は単位に満たないもの

「△」は負数又は減少したもの

I 全県・大海区別統計

1 漁業経営体

(1) 経営組織別漁業経営体数

単位:経営体

									兵庫	車県						全国	
		区分					全	県			うち日本	海西区	うち瀬戸	内海区		王国	
		凸刀			平成30年	構成比(%)	平成25年	構成比(%)	増減(平	30-平.25)	平成30年	平成25年	平式 は20年	平成25年	平成30年	平成25年	増減率(%)
					十成30年	構成比(%)	十成25年	情风儿(%)	実数	増減率(%)	十成30年	十成25年	十成30年	十成25年	十成30年	十成25年	(平.30-平.25)
ī	†				2,712	100.0	3,168	100.0	△ 456	△ 14.4	318	375	2,394	2,793	79,067	94,507	△ 16.3
個	人	経	営	体	2,247	82.9	2,648	83.6	△ 401	△ 15.1	280	344	1,967	2,304	74,526	89,470	△ 16.7
団	体	経	営	体	465	17.1	520	16.4	△ 401 △ 15.1 △ 55 △ 10.6		38	31	427	489	4,541	5,037	△ 9.8
	会			社	67	2.5	52	1.6	15	28.8	36	29	31	23	2,548	2,534	0.6
	漁	業協	易同	且合	-	-	-	_	-	-	-	-	-	ı	163	211	△ 22.7
	漁	業生	産組	且合	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	1	-	1	94	110	△ 14.5
	共	同	経	営	397	14.6	467	14.7	△ 70	△ 15.0	1	1	396	466	1,700	2,147	△ 20.8
	そ		の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	35	2.9

(2) 漁業層別経営体数

単位:経営体

																		中四.胜品件
Г										兵庫	車県						△□	
			π.Λ					全	:県			うち日本	海西区	うち瀬戸	内海区	1	全国	
			区分				4# -E11. (a.()		## == 11. (a.)	増減(平	30-平.25)		TI et or fr		TI et oc tr	TI = #00 /F	TI eft or fr	増減率(%)
						平成30年	構成比(%)	平成25年	構成比(%)	実数	増減率(%)	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	(平.30-平.25)
			計			2,712	100.0	3,168	100.0	△ 456	△ 14.4	318	375	2,394	2,793	79,067	94,507	△ 16.3
½.	ì	岸	漁	業	層	2,393	88.2	2,836	89.5	△ 443	△ 15.6	253	309	2,140	2,527	74,151	89,107	△ 16.8
	3	ち海面担	美殖層			388	14.3	399	12.6	Δ 11	△ 2.8	-	_	388	399	13,950	14,944	△ 6.7
	ð‡	ち海面割	養殖を除 く	〈沿岸漁事	層	2,005	73.9	2,437	76.9	△ 432	△ 17.7	253	309	1,752	2,128	60,201	74,163	△ 18.8
4	1	小	漁	業	層	319	11.8	332	10.5	Δ 13	△ 3.9	65	66	254	266	4,862	5,344	△ 9.0
X	: :	規	塻 潐	業	層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	56	△ 3.6

(3) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

単位:経営体

															一位 . 在日本
	区分		合計	販売金額なし	100万円未満	100万~ 300万円	300万円~ 500万円		800万円~ 1000万円	1000万円~ 1500万円	1500万円~ 2000万円	2000万円~ 5000万円	5000万円~ 1億円	1億円~ 2億円	2億円以上
	美庫県	経営体数	2,712	1	529	622	333	301	96	159	115	267	162	92	35
,	- 中宗	構成比(%)	100.0	0.0	19.5	22.9	12.3	11.1	3.5	5.9	4.2	9.8	6.0	3.4	1.3
	うち日本海西区	経営体数	318	-	157	61	11	13	2	7	1	4	24	19	19
	うらロ本海四区	構成比(%)	100.0	-	49.4	19.2	3.5	4.1	0.6	2.2	0.3	1.3	7.5	6.0	6.0
	うち瀬戸内海区	経営体数	2,394	1	372	561	322	288	94	152	114	263	138	73	16
L	つら棋尸内海区	構成比(%)	100.0	0.0	15.5	23.4	13.5	12.0	3.9	6.3	4.8	11.0	5.8	3.0	0.7
	≟ 国	経営体数	79,067	733	22,935	18,154	9,606	7,289	3,703	4,257	2,506	5,848	2,120	1,001	915
3	三国	構成比(%)	100.0	0.9	29.0	23.0	12.1	9.2	4.7	5.4	3.2	7.4	2.7	1.3	1.2

(4) 漁獲物・収穫物の出荷先別延べ漁業経営体数

単位:経営体

_													□: 粧呂1本
	区分		計(実数)	漁協の市場 又は荷さばき 所	漁協以外の卸 売市場	流通業者・ 加工業者	小売業者·生協	外食産業	消費者に 直接販売	自営の 水産物 直売所で	その他の 水産物 直売所で	他の方法で	その他
		平成30年	2,712	1,942	565	406	99	40	316	59	44	213	56
F	庫県	構成比	100.0	71.6	20.8	15.0	3.7	1.5	11.7	2.2	1.6	7.9	2.1
*	半	平成25年	3,168	2,241	709	463	138	:	415		:		54
		構成比	100.0	70.7	22.4	14.6	4.4	:	13.1		:		1.7
		増減率	△14.4	△13.3	△20.3	△12.3	△28.3	:	△23.9		:		3.7
	うち日本海西区	平成30年	318	317	9	1	-	ı	7	ı	ı	7	-
	プラロ本海四区	平成25年	375	373	9		7		2				4
	うち瀬戸内海区	平成30年	2,394	1,625	556	405	99	40	309	59	44	206	56
	フの棋片内海区	平成25年	2,793	1,868	700	463	131		413				50
全	Œ	平成30年	79,067	60,702	15,472	7,420	4,151	1,251	9,973	1,257	2,458	6,258	2,846
Ŧ	2	平成25年	94,507	72,252	17,407	8,321	4,945		13,544				4,541

[※]複数回答のある項目であるため、計(実数)と内訳を合計した数値は一致しない。

2 労働力

(1) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

単位・人

												単位:人
			兵庫	車県					全	玉		
	Ē	+	漁業従事	事世帯員	漁業従事	F役員数	Ē	†	漁業従事	事世帯員	漁業従事	事役員数
	平成30年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)	平成30年	構成比(%)
計	4,684	100.0	3,189	100.0	1,495	100.0	134,466	100.0	123,685	100.0	10,781	100.0
15~19歳	14	0.3	8	0.3	6	0.4	652	0.5	637	0.5	15	0.1
20~24	75	1.6	43	1.3	32	2.1	1,596	1.2	1,482	1.2	114	1.1
25~29	123	2.6	68	2.1	55	3.7	2,584	1.9	2,369	1.9	215	2.0
30~34	205	4.4	88	2.8	117	7.8	4,081	3.0	3,620	2.9	461	4.3
35~39	199	4.2	116	3.6	83	5.6	5,254	3.9	4,672	3.8	582	5.4
40~44	306	6.5	167	5.2	139	9.3	6,758	5.0	5,949	4.8	809	7.5
45~49	429	9.2	254	8.0	175	11.7	8,854	6.6	7,774	6.3	1,080	10.0
50~54	511	10.9	322	10.1	189	12.6	10,835	8.1	9,518	7.7	1,317	12.2
55~59	462	9.9	293	9.2	169	11.3	13,293	9.9	11,837	9.6	1,456	13.5
60~64	495	10.6	350	11.0	145	9.7	15,987	11.9	14,536	11.8	1,451	13.5
65~69	612	13.1	475	14.9	137	9.2	21,239	15.8	19,806	16.0	1,433	13.3
70~74	501	10.7	405	12.7	96	6.4	17,106	12.7	16,159	13.1	947	8.8
75歳以上	752	16.1	600	18.8	152	10.2	26,227	19.5	25,326	20.5	901	8.4

(2) 年齢階層別責任のある者数

単位:人 兵庫県
 個人経営体
 団体経営体

 平成30年
 構成比(%)
 平成30年
 構成比(%)

 計
 個人経営体
 団体経営体

 平成30年
 構成比(%)
 平成30年
 構成比(%)
 平成30年
 構成比(%)
 平成30年 構成比(%) 4,014 100.0 2,519 100.0 1,495 100.0 95,392 100.0 84,611 100.0 10,781 15~19 0.1 0.4 46 0.0 0.0 15 0.1 443 114 20~24 41 9 0.4 32 329 0.4 1.0 2.1 0.5 1.1 25~29 42 1.7 55 3.7 1,051 1.1 836 1.0 215 97 2.4 2.0 180 4.5 63 2,082 1,621 461 3,140 4,401 35~39 164 4.1 81 3.2 5.6 3.3 3.0 582 5.4 83 2,558 139 6.6 40~44 263 124 4.9 9.3 4.6 3,592 4.2 809 9.4 203 8.1 175 6,318 6.6 5,238 6.2 1,080 10.0 455 11.3 266 10.6 189 12.6 8,076 6,759 8.0 1,317 55~59 413 10,137 10.3 10.3 244 9.7 169 11.3 10.6 8,681 1.456 13.5 10.8 11.5 435 290 145 12.7 10,699 60~64 9.7 12,150 12.6 1,451 13.5 14,509 70~74 438 10.9 342 13.6 96 6.4 12,930 13.6 11,983 14.2 947 8.8 75歳以上 10.2 639 15.9 487 19.3 152 18,676 19.6 17,775 21.0 901 8.4

(3) 団体経営体における役職別責任のある者数

単位:人

	区分		計(実数)	経営主		海上作業	において責任	壬のある者		陸上作業に おいて責任
	巨万		前(天奴)	社呂土	漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	のある者
		数(人)	1,495	943	197	836	158	119	293	437
	全県	構成比(%)	100.0	63.1	13.2	55.9	10.6	8.0	19.6	29.2
		平均年齢(歳)	_	54.1	55.7	52.7	55.7	54.4	49.8	57.9
	- ·	数(人)	86	38	9	25	7	_	1	51
兵庫県	うち 日本海西区	構成比(%)	100.0	44.2	10.5	29.1	8.1	_	1.2	59.3
		平均年齢(歳)	_	62.7	49.9	50.7	49.7	_	36.0	62.1
	~ .	数(人)	1,409	905	188	811	151	119	292	386
	うち 瀬戸内海区	構成比(%)	100.0	64.2	13.3	57.6	10.7	8.4	20.7	27.4
	// F 7/14 E	平均年齢(歳)	_	53.7	56.0	52.8	56.0	54.4	49.8	57.3
		数(人)	10,781	5,584	1,663	3,587	839	798	2,892	3,875
全 国		構成比(%)	100.0	51.8	15.4	33.3	7.8	7.4	26.8	35.9
		平均年齢(歳)	_	59.0	57.5	55.3	54.9	53.5	53.7	59.9

[※]複数回答であるため、計(実数)と内訳を合計した数値は一致しない。

(4) 自営・雇われ別漁業就業者数

単位:人

			兵庫県						全国		
区分			全県						王国		
区方	平成30年	構成比	平成25年	構成比	増減	増減率(%)	平成30年	構成比	平成25年	構成比	增減率(%)
	十成30年	(%)	十成25年	(%)	(H30-H25)	(H30-H25)	十成30年	(%)	十成23年	(%)	(H30-H25)
漁業就業者数 計	4,840	100.0	5,334	100.0	△ 494	△ 9.3	151,701	100.0	180,985	100.0	△ 16.2
自家漁業のみに従事	1,812	37.4	2,237	41.9	△ 425	△ 19.0	86,943	57.3	109,247	60.4	△ 20.4
うち新規就業者数	3	0.1	19	0.4	△ 16	△ 84.2	469	0.3	615	0.3	△ 23.7
漁業従事役員	1,328 3.028	62.6	3.097	58.1	△ 69	△ 2.2	8,726 64,758	42.7	71,738	39.6	△ 9.7
漁業雇われ	1,700	02.0	3,097	36.1	△ 69	∆ 2.2	56,032	42.7	71,738	39.0	△ 9.7

(5) 年齢階層別漁業就業者数

単位:人

						兵庫	ıB							+ 12.7
						共庫	乐						全国	
	区分			1	全県			うち日本	海西区	うち瀬戸	内海区			
	四刀	亚成30年	## ## (04)	亚成25年	構成比(%)	増減(H	30-H25)	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	增減率(%)
		十成30平	1円八比(70)	十成25年	押 及比(%)	実数	増減率(%)	十成30年	十成25年	十成30年	十八25年	十成30年	十八,254	(H30-H25)
	計	4,840	100.0	5,334	100.0	△ 494	△ 9.3	631	731	4,209	4,603	151,701	180,985	△ 16.2
	男	4,725	97.6	5,250	98.4	△ 525	Δ 10.0	631	731	4,094	4,519	134,186	157,117	△ 14.6
	女	115	2.4	84	1.6	31	36.9	-	-	115	84	17,515	23,868	△ 26.6
	15~19歳	48	1.0	66	1.2	△ 18	△ 27.3	4	7	44	59	1,065	1,274	△ 16.4
	20~24歳	185	3.8	202	3.8	△ 17	△ 8.4	23	26	162	176	4,027	4,211	△ 4.4
	25~29歳	205	4.2	305	5.7	Δ 100	△ 32.8	31	72	174	233	5,352	6,910	△ 22.5
	30~34歳	312	6.4	272	5.1	40	14.7	62	46	250	226	7,597	8,593	△ 11.6
	35~39歳	321	6.6	358	6.7	△ 37	△ 10.3	58	43	263	315	8,842	9,642	△ 8.3
年	40~44歳	376	7.8	449	8.4	△ 73	△ 16.3	43	45	333	404	9,826	11,803	△ 16.7
齡	45~49歳	464	9.6	462	8.7	2	0.4	43	44	421	418	11,185	13,297	△ 15.9
別	50~54歳	490	10.1	483	9.1	7	1.4	46	79	444	404	12,836	16,159	△ 20.6
	55~59歳	455	9.4	512	9.6	△ 57	Δ 11.1	71	109	384	403	14,851	19,505	△ 23.9
	60~64歳	487	10.1	607	11.4	△ 120	△ 19.8	76	78	411	529	18,003	25,958	△ 30.6
	65~69歳	491	10.1	501	9.4	Δ 10	△ 2.0	62	48	429	453	21,115	21,289	△ 0.8
	70~74歳	409	8.5	510	9.6	Δ 101	△ 19.8	40	53	369	457	16,164	19,219	△ 15.9
	75歳以上	597	12.3	607	11.4	Δ 10	Δ 1.6	72	81	525	526	20,838	23,125	△ 9.9

3 漁船

漁船規模別隻数

単位:隻 兵庫県 全国 うち日本海西区 うち瀬戸内海区 区分 増減(H30−H25) 構成比(%) 平成30年 構成比(%) 平成25年 平成30年 平成25年 平成30年 平成25年 平成30年 平成25年 実数 増減率(%) (H30-H25) △ 483 5,179 △ 13.6 無動力漁船 60 1.2 20 0.4 40 200.0 3 57 18 3,080 3,779 △ 18.5 船外機付漁船 △ 59 △ 4.7 1,186 23.0 1,245 22.0 170 199 1,016 1,046 59,201 67,572 △ 12.4 動力漁船 計 3,921 75.9 4,385 77.6 △ 464 △ 10.6 210 270 3,711 4,115 69,920 81,647 △ 14.4 △ 2.4 Δ 11.8 122 2.4 125 2.2 19 115 106 3,915 4,440 1トン未満 △ 3 7 778 880 15.6 △ 102 △ 11.6 65 713 804 18,162 22,196 △ 18.2 3~5 2.006 38.8 2 395 42 4 △ 389 △ 16.2 47 66 1 959 2,329 27,747 32 899 ∧ 15.7 漁船トン数規模別 5~10 743 14.4 733 13.0 25 718 11,819 13,231 △ 10.7 692 4.3 Δ 6.1 10~20 223 21 10.4 18 18 205 184 202 3.6 7,368 7,844 20~30 51 54 △ 5.6 30~50 14 0.3 15 0.3 Δ1 △ 6.7 13 15 63 74 △ 14.9 50~100 31 0.6 0.6 31 △ 22.0 33 Δ2 △ 6.1 33 199 255 100トン以上 0.1 0.0 100.0 4 596 △ 8.9

4 個人経営体

(1) 専兼業別個人経営体数

												単	位:経営体
					兵庫!	杲						全 国	
	TI # 00 /F	+# c* Lb (0/)	平成25年	## c# Lb (0/)	増減(H30)-H25)	うち日本	海西区	うち瀬戸	内海区	亚叶加生	平成25年	增減率(%)
	平成30年	構成比(%)	平成25年	実数 増減率(%) 平成30年 平成25年 平成30年							平成30年	平成25年	(H30-H25)
計	2,247	100.0	2,648	100.0	△ 401	2,304	74,526	89,470	△ 16.7				
専業 (自家漁業のみ)	1,103	49.1	1,250	47.2	△ 147	Δ 11.8	118	118	985	1,132	38,298	44,498	△ 13.9
兼業	1,144	50.9	1,398	52.8	△ 254	△ 18.2	162	226	982	1,172	36,228	44,972	△ 19.4
第1種兼業 (自家漁業が主)	565	25.1	682	25.8	△ 117	△ 17.2	71	78	494	604	19,664	24,940	△ 21.2
第2種兼業 (自家漁業が従)	579	25.8	716	27.0	△ 137	Δ 19.1	91	148	488	568	16,564	20,032	△ 17.3

(2) 基幹的漁業従事者の年齢階層別個人経営体数

													j	単位:経営体
						兵庫	県						全国	
	区分				全県			うち日本	海西区	うち瀬戸	内海区		王国	
	△ 万	平成30年	構成比(%)	立書の左右	構成比(%)	増減(H	30-H25)	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	増減率(%)
		十成30年	構成比(%)	十成25年	悔队几(%)	実数	增減率(%)	十成30年	十成25年	十成30年	十成23年	十成30年	十成23年	(H30-H25)
	計	2,247	100.0	2,648	100.0	△ 401	△ 15.1	280	344	1,967	2,304	74,526	89,470	△ 16.7
	ā†	2,240	99.7	2,647	100.0	△ 407	△ 15.4	273	343	1,967	2,304	74,465	89,436	△ 16.7
	29歳以下	34	1.5	52	2.0	△ 18	△ 34.6	3	6	31	46	834	△ 7.5	
	30~34	56	2.5	45	1.7	11	24.4	6	6	50	39	1,261	1,301	△ 3.1
世海	35~39	66	2.9	101	3.8	△ 35	△ 34.7	7	8	59	93	2,103	2,246	△ 6.4
帯上	40~44	110	4.9	170	6.4	△ 60	△ 35.3	7	5	103	165	3,032	3,765	△ 19.5
員作	45~49	181	8.1	207	7.8	△ 26	△ 12.6	5	14	176	193	4,555	5,537	△ 17.7
が業	50~54	238	10.6	217	8.2	21	9.7	15	20	223	197	5,902	7,523	△ 21.5
い従	55~59	226	10.1	284	10.7	△ 58	△ 20.4	24	40	202	244	7,614	9,849	△ 22.7
る事	60~64	273	12.1	384	14.5	Δ 111	△ 28.9	40	55	233	329	9,454	14,303	△ 33.9
	65~69	327	14.6	373	14.1	△ 46	△ 12.3	51	50	276	323	12,944	△ 2.5	
	70~74	306	13.6	367	13.9	△ 61	△ 16.6	41	59	265	308	10,752	△ 16.7	
	75歳以上	423	18.8	447	16.9	△ 24	△ 5.4	74	80	349	367	16,014	17,819	△ 10.1
海上作業	従事世帯員がいない	7	0.3	1	0.0	6	600.0	7	1	-	-	61	34	79.4

(3) 後継者がいる漁業層別個人経営体数

															単位:経営体
				兵庫								全 [五		
	١.	平成30年		l .	平成25年]	平成30年			平成25年		
	個人経営体	うち、後	継者あり	個人経営体	うち、後糸	継者あり		坐者ありの 30-H25)	個人経営体	うち、後	継者あり	個人経営体	うち、後		うち、後継者あ りの増減 (H30-H25)
		経営体数	割合(%)		経営体数	割合(%)	実数	増減率(%)		経営体数	割合(%)		経営体数	割合(%)	増減率(%)
計	2,247	306	13.6	2,648	438	16.5	△ 132	Δ 30.1	74,526	12,699	17.0	89,470	14,803	16.5	△ 14.2
沿岸漁業層計	2,140	258	12.1	2,538	377	14.9	Δ 119	△ 31.6	71,117	11,410	16.0	85,694	13,284	15.5	△ 14.1
海面養殖層計	182	53	29.1	179	62	34.6	Δ9	Δ 14.5	12,506	3,956	31.6	13,416	4,178	31.1	△ 5.3
上記以外の 沿岸漁業層計	1,958	205	10.5	2,359	315	13.4	Δ 110	△ 34.9	58,611	7,454	12.7	72,278	9,106	12.6	△ 18.1
中小漁業層計	107	48	44.9	110	61	55.5	Δ 13	Δ 21.3	3,408	1,288	37.8	3,776	1,519	40.2	△ 15.2
大規模漁業層計	1	-		-	-	-	-	-	1	1	100.0	-	-	-	-

Ⅱ 市町別統計

(1) 漁業経営体

ア 経営組織別漁業経営体数

単位:経営体

							単位: 程名体
				団		体	
市町	総数	個 人 経営体	会 社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
平成25年	3,168	2,648	52	-	1	467	-
平成30年	2,712	2,247	67	-	1	397	-
瀬戸内海区計	2,394	1,967	31	-	-	396	-
尼崎市	-	-	-	-	-	-	-
西宮市	-		-				-
芦屋市	1	x	x	x	x	x	x
神戸市	129	93	-	-	-	36	-
明石市	380	268	2	-	-	110	-
播磨町	19	x	х	x	x	x	x
加古川市	47	45	2	-	-	-	-
高砂市	78	73	-	-	-	5	-
姫路市	467	394	-	-	-	73	-
たつの市	69	61	6	-	-	2	-
相生市	27	22	5	-	-	-	-
赤穂市	35	22	12	-	-	1	-
淡路市	588	442	2	-	-	144	-
洲本市	269	263	-	-	-	6	-
南あわじ市	285	266	-	-	-	19	-
日本海西区計	318	280	36	-	1	1	-
豊岡市	90	82	8	-	-	-	-
香美町	117	98	17	-	1	1	-
新温泉町	111	100	11	-	-	-	-

イ 漁業層別経営体数

単位:経営体

						単位∶経宮体
			沿岸漁業層			
市町	計	沿岸漁業層	うち海面養殖層	うち海面養殖層を除く沿岸漁業層	中小漁業層	大規模漁業層
平成25年	3,168	2,836	399	2,437	332	-
平成30年	2,712	2,393	388	2,005	319	-
瀬戸内海区計	2,394	2,140	388	1,752	254	-
尼崎市	-	-	_	_	-	_
西宮市	-	-	_	_	-	_
芦屋市	1	X	X	X	X	х
神戸市	129	106	18	88	23	_
明石市	380	355	80	275	25	_
播磨町	19	х	х	х	х	х
加古川市	47	47	3	44	-	_
高砂市	78	74	2	72	4	-
姫路市	467	401	63	338	66	-
たつの市	69	60	18	42	9	-
相生市	27	27	25	2	-	-
赤穂市	35	35	29	6	-	-
淡路市	588	494	93	401	94	-
洲本市	269	255	16	239	14	-
南あわじ市	285	267	40	227	18	-
日本海西区計	318	253	-	253	65	-
豊岡市	90	70	-	70	20	-
香美町	117	91	-	91	26	-
新温泉町	111	92	-	92	19	-

ウ 経営体階層別経営体数

							漁	船		使	用				
		漁船					動	カ	漁	船	} (5	į į	Ħ		
市町	総数	非使用	無動力 漁船のみ	船外機付 漁船	1トン未満	1~3	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~ 100		200~ 500	500lシ 以 上
平成25年	3,168	71	2	183	66	585	1,285	193	153	77	56	40	6	-	-
平成30年	2,712	61	-	207	45	453	1,044	157	148	75	50	36	10	-	-
瀬戸内海区計	2,394	60	-	93	39	391	997	136	132	74	37	6	5	-	-
尼崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
芦屋市	1	x	х	x	х	x	х	x	х	x	x	×	х	x	x
神戸市	129	9	-	2	1	12	51	13	3	9	8	2	1	-	-
明石市	380	2	-	8	2	32	206	25	14	9	2	-	-	-	-
播磨町	19	x	х	x	x	х	х	х	х	х	x	x	х	×	x
加古川市	47	-	-	1	-	28	15	-	-	-	-	-	-	-	-
高砂市	78	-	-	4	6	31	30	1	2	2	-	-	-	-	-
姫路市	467	-	-	42	6	66	194	23	25	32	5	2	2	-	-
たつの市	69	-	-	4	1	3	22	8	5	1	2	-	1	-	-
相生市	27	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
赤穂市	35	-	-	3	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
淡路市	588	-	-	3	4	41	317	35	63	19	10	1	1	-	-
洲本市	269	47	-	12	12	88	66	13	13	1	-	-	-	-	-
南あわじ市	285	2	-	14	7	80	87	15	7	1	9	1	-	-	-
日本海西区計	318	1	-	114	6	62	47	21	16	1	13	30	5	-	-
豊岡市	90	-	-	29	1	27	11	1	-	-	8	11	1	-	-
香美町	117	-	-	37	5	13	25	10	11	-	4	9	2	-	-
新温泉町	111	1	-	48	-	22	11	10	5	1	1	10	2	-	-

エ 営んだ漁業種類別経営体数

		底び	き 網		まき網	刺	網				はえ縄		£	的			
		沖合底		40 -0 -				大型	小型	その他の						潜水器	E F
市町	総数	びき網	小型底	船びき網	中·小型	その他	也の				その他の	近海	沿岸	ひき縄釣	その他の		
		1そう	びき網	WE	まき網	刺	網	定置網	定置網	網漁業	はえ縄	いか釣	いか釣	ひさ純到	釣	漁業	Ė
		びき															
平成25年	3,168	50	1,117	302	6	4	133	3	75	38	130	2	113	299	635	17	7
平成30年	2,712	50	924	342	15	3	380	2	53	54	77	2	108	232	534	4	1
瀬戸内海区計	2,394	_	924	342	15	3	366	-	53	38	60	-	_	213	367	4	4
尼崎市		-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮市	-	-	-	-	-		-	-	_	_	-	-	-	-	-	-	-
芦屋市	1	x	x	x	x		х	x	х	x	х	х	x	×	×)	×
神戸市	129	-	33	20	1		49	-	_	2	-	-	-	-	10	3	3
明石市	380	-	157	28	-		11	-	_	10	4	-	-	50	71	1	1
播磨町	19	x	x	x	x		х	х	х	x	х	х	x	x	x	,	×
加古川市	47	-	2	-	-		6	-	-	-	-	-	-	21	39	-	-
高砂市	78	-	28	4	-		3	-	-	-	-	-	-	32	42	-	-
姫路市	467	-	216	75	12		79	-	11	-	1	-	-	7	39	-	-
たつの市	69	-	31	18	2		12	-	5	3	-	-	-	-	1	-	-
相生市	27	-	1	11	-		1	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-
赤穂市	35	-	1	4	-		3	-	5	8	-	-	-	-	-	-	-
淡路市	588	-	347	152	-		77	-	7	-	6	-	-	9	18	-	-
洲本市	269	-	61	7	-		48	-	2	-	16	-	-	14	77	-	-
南あわじ市	285	-	45	22	-		69	-	23	14	32	-	-	80	60	-	-
日本海西区計	318	50	_	-	-		14	2	-	16	17	2	108	19	167	-	-
豊岡市	90	20	-	-	-		5	1	-	_	1	-	17	-	41	-	-
香美町	117	16	-	-	-		-	1	-	5	1	-	39	-	53	-	-
新温泉町	111	14	-	-	-		9	-	_	11	15	2	52	19	73	-	-

[※] 複数回答の項目であるため、総数と内訳を合計した数値は一致しない。

単	位	:	経	営	体

						海 面	養 殖					
大型	小 型			魚類養殖								
		ぶり類	まだい	ひらめ	とらふぐ	その他の	かき類	その他の	くるまえび	わかめ類	のり類	市町
定置網	定置網	養 殖	養殖	養殖	養殖	魚類養殖	養殖	貝類養殖	養殖	養殖	養 殖	
3	49	1	2	1		8	73	3	1	48	263	平成25年
2	36	1	2	-	6	-	73	2	1	51	252	平成30年
-	36	1	2	-	6	-	73	2	1	51	252	瀬戸内海区計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	尼崎市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	西宮市
х	х	x	x	x	x	х	x	х	×	х	x	芦屋市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	神戸市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	73	明石市
х	x	х	х	х	х	x	х	x	×	x	x	播磨町
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	加古川市
-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	高砂市
-	7	1	-	-	-	-	14	1	1	6	40	姫路市
-	4	-	-	-	-	-	17	-	-	-	1	たつの市
-	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	相生市
-	1	-	-	-	-	-	17	-	-	-	12	赤穂市
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	91	淡路市
-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	5	10	洲本市
-	22	-	1	-	6	-	-	-	-	30	3	南あわじ市
2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	日本海西区計
1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	豊岡市
1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	香美町
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	新温泉町
												101111111111111111111111111111111111111

ж	14		奴	*	ŀ
卑	111	:	粧	呂	1

	その他	也の漁業						海	面多	き 殖					
採 貝		(うち	(うち			魚類養殖									
		たこ	べにずわ	ぶり類	まだい	ひらめ	とらふぐ	その他の	かき類	その他の	くるまえび	こんぶ類	わかめ類	のり類	市町
採 藻		つぼ)	いかに	養殖	養殖	養 殖	養殖	魚類養殖	養殖	貝類養殖	養 殖	養 殖	養 殖	養殖	
			かご)												
330	471	(240)	(9)	3	4	1		8	77	29	1	4	109	270	平成25年
257	391	(163)	(9)	1	2	-	6	-	79	38	1	5	94	257	平成30年
145	347	(163)	-	1	2	-	6	-	79	38	1	5	93	257	瀬戸内海区計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	尼崎市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	西宮市
х	х	х	x	х	x	х	x	x	х	х	x	х	x	x	芦屋市
2	40	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	神戸市
2	40	(39)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	9	73	明石市
x	х	×	x	x	x	x	x	x	x	x	×	х	x	×	播磨町
1	12	(6)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	加古川市
-	8	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	6	1	高砂市
12	80	(8)	-	1	-	-	-	-	16	4	1	-	10	40	姫路市
2	13	(2)	-	-	-	-	-	-	19	16	-	-	-	1	たつの市
1	6	-	-	-	-	-	-	-	26	8	-	-	-	-	相生市
-	15	(3)	-	-	-	-	-	-	17	9	-	-	-	16	赤穂市
6	43	(43)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	92	淡路市
90	33	(31)	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	7	10	洲本市
28	55	(28)	-	-	1	-	6	-	-	-	-	-	36	3	南あわじ市
112	44	-	(9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	日本海西区計
28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	豊岡市
39	23	-	(9)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	香美町
45	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	新温泉町

オ 漁獲物の出荷先別経営体数

単位:経営体

								立.胜呂仲
市町	計(実数)	漁協の市場 又は 荷さばき所	漁協以外 の卸売市 場	流通業 者•加工 業者	小売業 者・生協	外食産業	消費者に 直接販売	その他
平成25年	3,168	2,241	709	463	138		415	54
平成30年	2,712	1,741	407	346	38	12	129	39
瀬戸内海区計	2,394	1,426	404	346	38	12	129	39
尼崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
西宮市	-	-	-	-	-	-	-	-
芦屋市	1	×	х	х	×	x	x	х
神戸市	129	95	24	3	1	2	-	4
明石市	380	258	55	43	1	1	22	-
播磨町	19	x	х	x	x	×	х	x
加古川市	47	2	19	2	5	-	19	-
高砂市	78	21	26	2	-	-	29	-
姫路市	467	146	197	49	3	3	43	26
たつの市	69	42	2	25	-	-	-	-
相生市	27	1	1	21	3	1	-	-
赤穂市	35	-	12	17	-	-	2	4
淡路市	588	495	58	27	2	3	1	2
洲本市	269	144	7	109	4	1	4	-
南あわじ市	285	213	-	44	19	1	5	3
日本海西区計	210	315		_	_		_	
	318		3	_				_
豊岡市	90	90	-	_	_	_	_	_
香美町	117	115	2	_		_		_
新温泉町	111	110	1	_	_	_	_	_

[※] 複数回答の項目であるため、計(実数)と内訳を合計した数値は一致しない。

力 漁獲販売金額別経営体数

単位:経営体

														14.14.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.1
	市町	総数	販売金額なし	100万円 未満	100~300	300~500	500~800	800~ 1,000	1,000~ 1,500	1,500~ 2,000	2,000~ 5,000	5,000万 ~1億	1~2	2億円以 上
	平成25年	3,168	1	596	783	486	376	137	170	89	326	154	43	7
	平成30年	2,712	1	529	622	333	301	96	159	115	267	162	92	35
瀬	戸内海区計	2,394	1	372	561	322	288	94	152	114	263	138	73	16
	尼崎市	_	_	_	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-
	西宮市	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	_
	芦屋市	1	×	x	x	×	×	x	x	x	x	x	×	x
	神戸市	129	_	14	22	28	15	6	4	5	23	10	-	2
	明石市	380	1	64	85	35	48	18	31	16	13	23	39	7
	播磨町	19	x	x	x	x	x	x	х	x	х	х	x	x
	加古川市	47	_	38	6	1	_	_	-	-	_	1	1	-
	高砂市	78	_	46	12	11	4	2	-	-	2	1	-	_
	姫路市	467	_	95	104	66	59	10	21	20	51	25	11	5
	たつの市	69	_	5	25	9	10	2	-	6	3	5	3	1
	相生市	27	_	1	_	-	-	_	1	4	17	1	3	-
	赤穂市	35	_	1	8	7	1	_	1	1	10	4	2	-
	淡路市	588	_	30	110	73	83	30	53	41	106	50	11	1
	洲本市	269	_	29	91	45	37	16	21	9	14	5	2	-
	南あわじ市	285	_	41	92	46	29	10	19	12	24	11	1	-
日	本海西区計	318	_	157	61	11	13	2	7	1	4	24	19	19
	豊岡市	90	_	45	20	-	3	_	1	-	-	9	11	1
	香美町	117	-	53	19	9	7	1	2	-	2	10	4	10
	新温泉町	111	_	59	22	2	3	1	4	1	2	5	4	8

(2) 漁業就業者 年齢階層別漁業就業者数

単位:人 15~19 20~24 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60~64 65~69 70~74 75歳 市町 総数 以上 平成25年 5 3 3 4 平成30年 4,840 瀬戸内海区計 4,209 尼崎市 西宮市 芦屋市 神戸市 明石市 播磨町 加古川市 高砂市 姫路市 たつの市 相生市 赤穂市 淡路市 1,197 洲本市 南あわじ市 日本海西区計 豊岡市 香美町 新温泉町

(3) **漁船** 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

単位:隻 動力漁船 無動力 船外機付 総数 以 上 市 町 漁船 漁船 計 1トン未満 1~3 3~5 10~20 20~30 30~50 50~100 総い数 平成25年 5,650 1,245 4.385 2,395 25,029.3 平成30年 5,167 1,186 3.921 2.006 23.724.2 瀬戸内海区計 4,784 1,016 3,711 1,959 19,095.9 尼崎市 西宮市 芦屋市 神戸市 1,343.4 明石市 3,579.5 播磨町 加古川市 高砂市 298.1 姫路市 1,047 4,614.8 たつの市 696.2 相牛市 301.3 赤穂市 246.3 1,013 淡路市 1.259 5.168.2 洲本市 993.8 南あわじ市 1.552.7 日本海西区計 4,628.3 豊岡市 1,568.4 香美町 1,544.9 1,515.0 新温泉町

(4) 個人漁業経営体

ア 専兼業別経営体数

単位:経営体

				位: 栓宮体
			兼	業
市町	総数	専 業	漁 業 が 主	漁 業 が 従
平成25年	2,648	1,250	682	716
平成30年	2,247	1,103	565	579
瀬戸内海区計	1,967	985	494	488
尼崎市	-	-	-	-
西宮市	-	-	-	-
芦屋市	х	х	х	х
神戸市	93	22	31	40
明石市	268	178	16	74
播磨町	х	х	х	х
加古川市	45	16	12	17
高砂市	73	27	4	42
姫路市	394	164	99	131
たつの市	61	25	27	9
相生市	22	14	7	1
赤穂市	22	12	8	2
淡路市	442	154	190	98
洲本市	263	201	33	29
南あわじ市	266	162	65	39
日本海西区計	280	118	71	91
豊岡市	82	40	20	22
香美町	98	36	14	48
新温泉町	100	42	37	21

イ 基幹的漁業従事者の年齢階層別経営体数

単位:経営(

															単位:経営体
							海上	作業従事	世帯員な	がいる					
市町	総数	海上作業 従事世帯員 がいない	計	29歳以下	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75歳以上	市町
平成25年	2,648	1	2,647	34	45	66	170	207	217	284	384	373	367	447	平成25年
平成30年	2,247	7	2,240	34	56	66	110	181	238	226	273	327	306	423	平成30年
瀬戸内海区計	1,967	-	1,967	31	50	59	103	176	223	202	233	276	265	349	瀬戸内海区計
尼崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	尼崎市
西宮市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	西宮市
芦屋市	×	x	x	х	x	x	x	x	x	x	х	x	x	x	芦屋市
神戸市	93	-	93	4	8	7	14	13	8	9	10	5	7	8	神戸市
明石市	268	-	268	1	5	3	11	22	36	32	26	29	42	61	明石市
播磨町	x	x	x	x	x	×	x	×	x	×	x	×	x	x	播磨町
加古川市	45	-	45	1	-	3	1	3	6	1	3	6	15	6	加古川市
高砂市	73	-	73	-	1	2	4	6	2	7	9	12	9	21	高砂市
姫路市	394	-	394	1	8	15	20	33	57	48	53	63	43	53	姫路市
たつの市	61	-	61	1	5	-	8	1	9	4	9	6	6	12	たつの市
相生市	22	-	22	2	1	-	1	5	-	3	2	2	4	2	相生市
赤穂市	22	-	22	-	2	1	1	1	3	3	1	5	3	2	赤穂市
淡路市	442	-	442	6	9	14	17	45	52	47	59	57	55	81	淡路市
洲本市	263	-	263	10	7	5	14	25	22	26	31	45	34	44	洲本市
南あわじ市	266	-	266	5	4	7	10	21	26	21	29	42	45	56	南あわじ市
日本海西区計	280	7	273	3	6	7	7	5	15	24	40	51	41	74	日本海西区計
豊岡市	82	3	79	1	1	1	1	1	2	4	12	17	14	25	豊岡市
香美町	98	2	96	2	3	2	5	2	9	10	7	16	16	24	香美町
新温泉町	100	2	98	-	2	4	1	2	4	10	21	18	11	25	新温泉町

(参考)

用語等の解説

海面漁業

海面(サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。)において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

過去1年間

平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを 目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯 又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人 経営体は除く。

調査の範囲

海面に沿う市区町村の他に、海面に沿わない市町村であって、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によって、漁業法第86条第1項の規定の農林水産大臣が指定した市区町村

経営組織

漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人経営体

個人で漁業を営んだものをいう。

団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

会社

会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会 社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式 会社に含む。

漁業協同組合

水協法に基づき設立された漁業協同組合(以下「漁協」という。)及び漁 業協同組合連合会(以下「漁連」という。)をいう。

なお、内水面組合(水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。) は除く。)

漁業生産組合 共同経営 水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

二つ以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。

その他

都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

経営体階層

漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」及び「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。

(ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の

漁業種類)が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖 に該当したものを当該階層に区分。

(イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数(動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。)により区分(使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。)。

漁業層

沿岸漁業層

海面養殖層 中小漁業層 大規模漁業層

漁業種類

営んだ漁業種類

漁獲物・収獲物の 販売金額

出荷先

市場又は荷さば 合をいう。 き所 漁業協同組合以 漁協以夕

漁業協同組合の

流通業者・加工 業者

外の卸売市場

小売業者・生協

外食産業 消費者に直接販 売

> 自営の水産物 直売所

> その他の水産

以下の各層をいう。

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

海面養殖の階層をいう。

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

漁業経営体が営んだ漁業種類(54種類。具体的には4ページの表頭項目のとおり。)をいう。

漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。

過去1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額(消費税を含む。)をいう。

過去1年間に漁獲物・収獲物を漁業経営体が直接出荷した相手先をい う。

漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。

漁協以外が開設している卸売市場(中央卸売市場を含む。)へ出荷している場合をいう。

卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。

スーパー(量販店を含む。)、鮮魚商及び生協等へ出荷している場合を いう。

レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。

消費者に直接販売している場合をいう。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。

共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売している

物直壳所

他の方法

場合をいう。

移動販売(行商)等のほか、インターネットや電話等により消費者から 直接受注し、販売している場合をいう。

その他

上記以外のものをいう。

漁業従事世帯員

個人経営体の世帯員のうち過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、 共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合 も含む。

漁業従事役員

団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

責任のある者

個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。

なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いて いても役員等でない場合は責任のある者に含めない。

経営主

漁業の経営に責任のある者又は経営の意思決定を行う者をいう。

経営方針の決定 個人経営体の世 参画者(経営主 画した者をいう。 を除く)

個人経営体の世帯員のうち、経営主とともに漁業経営に関する決定に参照した者ない。

漁ろう長

団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。

船長

団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に定める資格を有している者をいう。

機関長 養殖場長 団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。 団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における 責任者をいう。

その他

団体経営体の通信長、甲板長及び司ちゅう長(コック長)など各部門における責任者をいう(役職にはついていない役員も含む。)。

陸上作業におい て責任のある者 管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。

漁業就業者

満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

個人経営体の自 家漁業のみ 漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

漁業従事役員漁業雇われ

「漁業従事役員」(18ページ)に同じ。

漁業就業者のうち、上記以外の者をいう(漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。)。

新規就業者

過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に 従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業 が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主と なった者のいずれかに該当する者をいう。

なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち 海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。

海上作業従事者

満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊 漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)は除く。

なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している(重複計上を回避するため。)。

無動力漁船 船外機付漁船

推進機関を付けない漁船をいう。

無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、 複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、その うち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。

動力漁船

推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。

漁業の海上作業

- ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労(漁場での水産動植物の採捕に係る作業)、船上加工等の海上における全ての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。)。
- イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替 え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う 岡見(定置網に魚が入るのを見張ること。)をいう。
- ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における 全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
- エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾 うことも含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。)。
- オ 養殖業では、次の作業をいう。

- (ア) 海上養殖施設での養殖
 - a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
 - b いかだや網等の養殖施設の張立て及び取り外し
 - c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り 上げ等の海上において行う全ての作業
- (イ) 陸上養殖施設での養殖
 - a 採苗、飼育に関わる養殖施設 (飼育池、養成池、水槽等) での全 ての作業
 - b 養殖施設 (飼育池、養成池、水槽等) の掃除
 - c 池及び水槽の見回り
 - d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)
 - e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専兼 業分類

専業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

兼業の種類

水産物の加工

水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自家生産物の場合でも、同一構内 (屋敷内)に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者 (家族も含む。)を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。

漁家民宿

旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく旅館業の許可を得て、観光 客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使 用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をい う。

漁家レストラ

食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。

遊漁船業

遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること(船釣り、瀬渡し等)をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務

は遊漁船業に含めない。

農業

販売することを目的に農業を行っている場合をいう。

小売業

自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業 をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。

その他

上記以外のものをいう。

基幹的漁業従事者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。

世代構成別

一世代個人経営

漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。

二世代個人経営

一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいず れかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。

三世代等個人経営

一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。

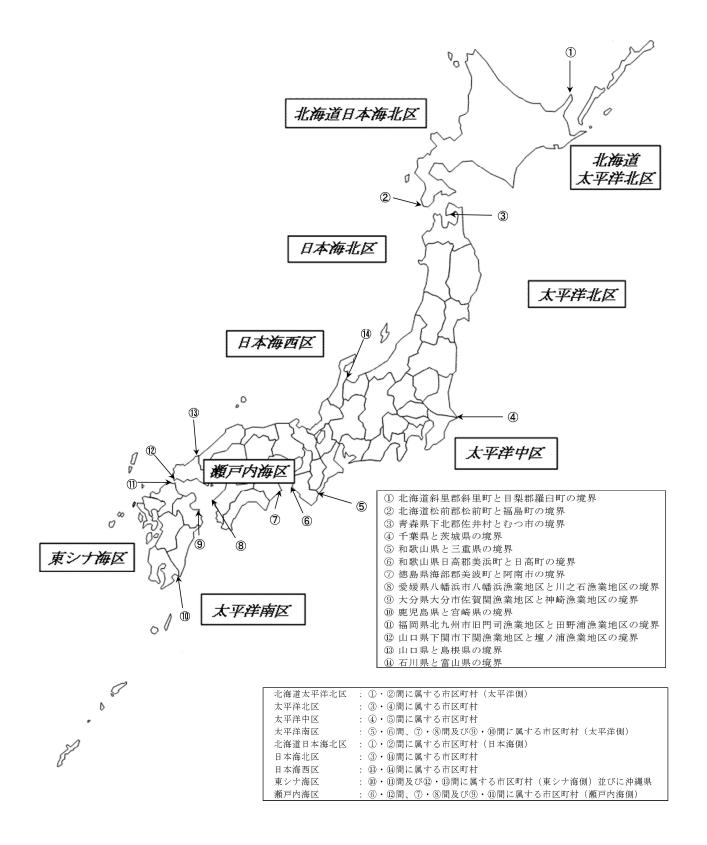
自家漁業の後継者

満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう。

大海区

海面漁業生産統計調査の表章単位で、全国の海域を9区分している。それぞれの境界線については、大海区区分図(22ページ)のとおり。

(参考) 大海区区分図



連絡先 兵庫県企画県民部ビジョン局統計課 生活統計班(教育農林統計担当)

電 話 078-341-7711 内線2386 078-362-4130 (直通)

令和2年2月1日現在で、2020年農林業センサス を実施します。

円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いします。 また、調査票はオンラインによる回答も可能です。

農林業センサスホームページ

URL : http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/

